

神戸市立向洋小学校いじめ防止基本方針

はじめに

神戸市の教育は、「人は人によって人になる」を教育の根幹として積み上げてきた。人はその成長の過程で様々な人との出会いの中で学び、人格を高めていく。しかしながら、全国的に日常生活の中でいじめが生じ、子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼしているという問題が起こっている。そこで、本校の子どもたちが楽しく心豊かに日々の学校生活をおくることができるようにと願い、「神戸市立向洋小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

令和 5 年 4 月 1 日 改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年）

本校では、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」に則って「いじめ」を受けている子どもやその保護者の立場に立ち、対応に当たる。

2. いじめの基本認識

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめは「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より）

3. 未然防止

■未然防止に向けて

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、“いじめに向かわない”子どもに育てることが大切になる。個々の子どもに目を向け、いじめの芽を摘み取っていくためにも、学年・学級集団づくりを大事にしなければならない。様々な手立てによって、子どもの様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、自尊感情を高め、自己有用感を高揚

させることも重要になる。

具体的には、次のようなことがあげられる。

- ・すべての児童が安心できる学級・学年になるような学校づくりをすすめる。
- ・学習規律など集団のルールについて共通理解するようにする。
- ・4月や9月など、スタート時期に指導しなくてはならないことを共通理解する。
- ・子どもたちが「自分が大切にされている」と感じ、他者を認めたり大切にしたりするようにする。
- ・子どもたち自身がいじめ問題を「自分たちの問題」とし、主体的に考えて行動できるようにする。
- ・「分かる授業」づくりを進め、できる喜びを感じられるような授業になるように工夫する。
- ・子どもたちが、互いにかかわることの喜びや友だちの大切さに気づくような活動を仕組む。

■具体的な手立て

①子どもや学級の様子を知る。

- 同じ目線で共感的に接する。
- 日常の会話などから、実態把握に努める。

②互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくりを進める。

- 子どもたちの良きモデルとなり、信頼されるようにする。
- 教職員の協力協働体制をつくり、子どもと向き合う時間を確保する。
- 協力することの喜びを感じられるような学習活動や学級活動、学年・学校行事を組織する。
- 子どもたちが主体的に参加する活動を組織する。(異年齢交流、長縄大会など)。

③命や人権を尊重し豊かな心を育てる。

- 人権教育の充実を図る
 - ・「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを具体的な事例を通して学習していく。
- 道徳教育の充実を図る
 - ・いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることを計画的に進める。
- コミュニケーション活動を重視した特別活動を充実させる。
 - ・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけるようにする。

④開かれた学校づくりを推進する。

- 公開デー、授業参観、学校行事等を充実したものにする。

4. 早期発見

万一いじめが行われているとすれば、できるだけ早期に発見することが重要である。日ごろから子どもたちとの信頼関係を築くことや、子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

- ・子どもたちの変化に気づき、気づいた情報を他の教職員と共有し、速やかに対応する。
- ・普段から子どもの生活を把握する手立てを講じる。

①いじめを早期発見するには

- 子どもたちの立場に立ち、共感的に会話をする。
- 日々よく観察し、「なにか違う」を見逃さないようにする。
- 集団として“健康”かどうかを常に見極める。
- 気軽に相談できる雰囲気や機会を作る。

- いじめを早期に察知できるようなアンケート調査、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を図る。
- 保護者と話をする機会をできるだけ作る。

②いじめの見えにくさ

- いじめは大人の見えないところで行われることが多い。
- いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ネット上のいじめは最も見えにくい。

5. 早期対応

いじめをしている子どもたちの中には、悪いとは分かっている、それをする側に回らないと自分がいじめられると思っている子どもが少なくない。また、止めたら、自分がいじめられると思い、見て見ぬふりをしている子も多い。

いじめがわかったら、まず、事実確認をする。そして、教職員の共通理解のもと解消に向けて対応していく。その際、いじめの対応は“大人の仕事”と受け止め、子どもに解決を任せない。「自分たちで話し合って解決しなさい。」では、良い方向に進まないことがほとんどである。大人全員が解決に取り組むという姿勢が大切である。

①事実確認と情報の共有

- 事実確認をし、情報を共有する。
 - ・当事者だけでなく周囲の子どもや保護者からも聞き把握する。
 - ・短時間で正確な状況を把握するため、できれば複数の教職員で対応する。
 - ・教職員間の連携と情報共有をする。

②それぞれの立場によっての対応

- いじめを受けた側に対して

子どもに対して

- ・共感する姿勢で接する。
- ・「本人の意思に沿いながら対応する」「秘密を守る」ことを伝える。
- ・以後は、絶対に悪い方向には行かないことを伝える。

保護者に対して

- ・すみやかに、事実関係を伝える。
- ・指導方針を伝え、対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- いじめをした側に対して

子どもに対して

- ・気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導する。
- ・毅然とした対応と粘り強い指導で、人として許されないことであることを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為」という前提のもと、家庭での指導を依頼する。
- ・今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- 周りの子どもたちに対して

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

○ 継続した指導をする。

- ・一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める。
- ・いじめられた子どもに肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

6. いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたって、校長を中心に「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない学校の土壌をつくるために「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開する。

また、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長・教頭・学年世話係・生徒指導係・養護教諭等のメンバーによって構成する「いじめ対応チーム」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。そして、定期的に点検・評価を行い、子どもの状況や地域の実態に応じた取組を展開していく。

更に、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・特別支援学校間、そして小・中・高・特別支援学校間の連携により、児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努める。

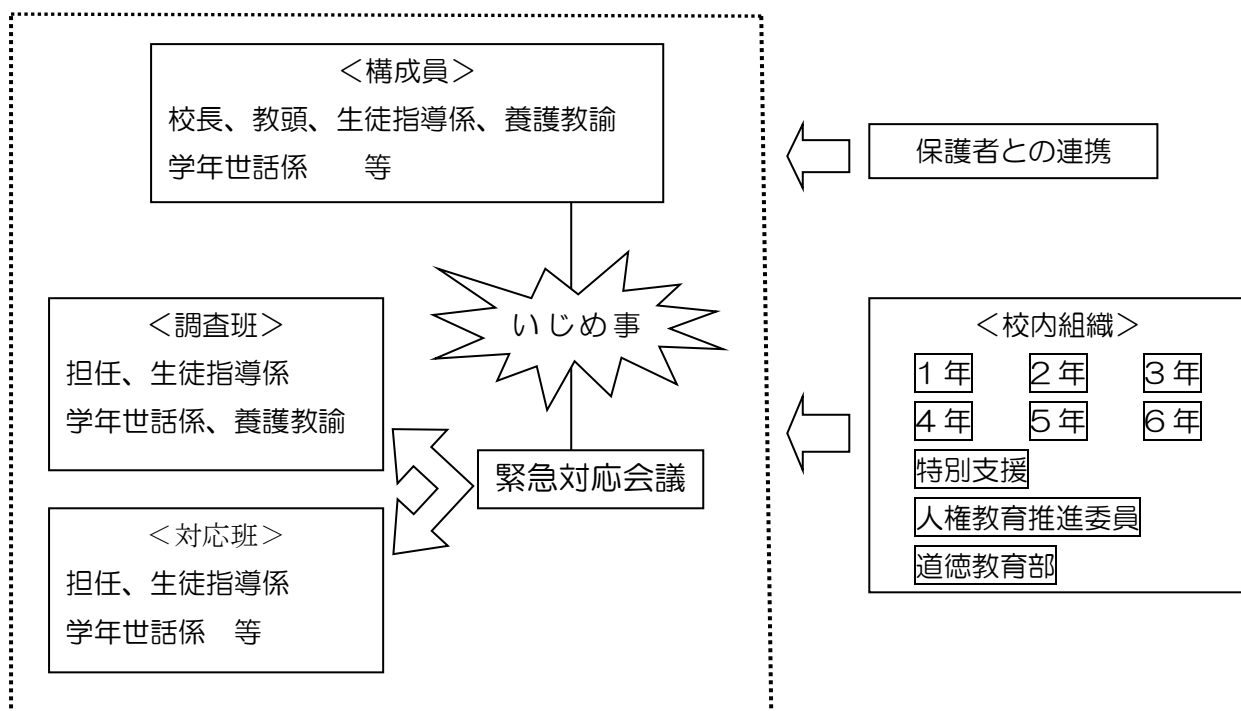
①いじめ対応チームの役割

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応をするための組織とする。
- ・直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施、取組の検証をする。
- ・取組内容の洗い出し（授業改善、いじめに関する学習内容、アンケート項目の見直しを行う。）
- ・PDCA サイクルを設定する。

②具体的な動き

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証をする。
- ・教職員の共通理解と意識啓発を図る
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約をする。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報集約をする。
- ・発見されたいじめ事案への対応をする。

いじめ対応チーム



※向洋小学校は、校内いじめ対応チームによって適宜「向洋小学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改定を行う。